

いじめ防止等基本方針（概要）

<いじめ防止対策の基本的な考え方>

「いじめはどの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る」という可能性を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、学校、地域、家庭、教育委員会、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「未然防止」「早期発見」「早期対応・組織的対応」等に全力で取り組むものとする。

<いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）>

いじめとは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

いじめ防止等の全体計画

組織

いじめ対策推進委員会

推進法22条：必置

目的：いじめの未然防止・早期発見・対応を実効的に行う

構成：（校内）校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事

教育相談担当、養護教諭

（校外）PTA代表、SC、市教育相談指導員、県教育相談員

心の教室相談員、学校評議員代表、学校医、東根市福祉

課職員、民生委員、警察関係者または警察

対策

生徒がいつでも相談しやすい教師との信頼関係ができていることが前提にある

未然防止

- ・魅力ある授業
- ・温かな学年、学級経営
- ・いのちの教育の充実
- ・主体的な生徒会活動
- ・家庭・地域との連携
- ・心の教室相談員とのホットラインづくり

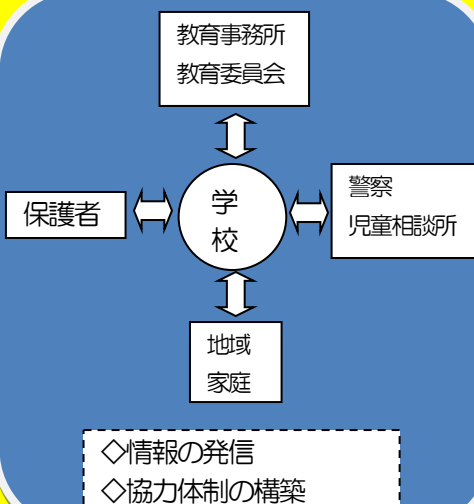
早期発見

- ・いじめの察知
- ・調査の実施
- ・相談体制の整備
- ・相談事業の周知

いじめへの対応

- ・組織的な対応
- ・重大事態への対応

連携



研修

- ◇教職員の資質向上
- ・いじめ理解と共有
 - ・組織的な対応法
 - ・指導記録の活用法
 - ・授業改善
 - ・道徳授業の充実
 - ・学級経営